

## 法制審での検討がスタート

# 会社法改正における 検討課題とその方向性

法制審議会総会が2月10日に開催され、鈴木馨祐法務大臣が株式の発行の在り方や株主総会の在り方など、会社法の見直しの要否を検討するよう諮問がなされ、検討がスタートした。今回の改正は、政府が令和6年6月21日に閣議決定した「規制改革実施計画」において、株式の無償交付について、会社法上、上場会社の取締役等だけでなく、企業が優秀な人材を確保しやすくする観点から、従業員等に対する無償交付を可能とするほか、株式交付について活用範囲拡大、手続の簡素化を通じてスタートアップ等による活用を促進するなど、株式対価M&Aの活性化に向けた会社法の改正を検討する旨が盛り込まれたことを踏まえたもの。諮問では、①株式の発行の在り方、②株主総会の在り方、③企業統治の在り方等に関する規律の見直しの要否を検討することとされている(図表1参照)。本特集では、法制審議会で検討課題に取り上げられる項目を中心にその概要と方向性について解説する。

## 株式の無償交付、株式総会決議の有無が論点に

株式の発行の在り方でまず検討課題に挙げられるのが株式の無償交付の対象範囲の見直しだ。令和元年の会社法の改正により、上場会社の取締役又は執行役を対象として、株式の無償交付をすることができることとなったが(会社法202条の2)、昨今では、国内外の優秀な人材を確保する観点などから従業員及び子会社の取締役等に対しても株式を付与する動きが広がっているという。

ただし、従業員等は株式の無償交付の対象外であるため、実務上は金銭債権を従業員等に付与した上で、従業員等に募集株式を割り当て、引受人となった従業員等に金銭債権を現物出資財産として給付させることにより、株式の発行又は自己株式の処分をするという

取扱いがなされている。このように企業の事務負担等が大きいと指摘があり、今回の会社法改正では、従業員等に対しても株式の無償交付を可能にする方向で検討が行われる(図表2参照)。

問題となるのは株式総会決議の有無だ。従業員等に株式を無償交付した場合、1株当たりの価値が下落し、既存株主の利益が害されるおそれがあり得るため、株式公開決議を必要とすべき意見がある一方、株式の無償交付は、広い意味では職務執行の対価といえるものであり、有利発行に該当することは想定し難いとし取締役会決議のみで交付可能とすべきとの意見がある。株式総会決議が要件となった場合には、従業員等への株式の無償交